

令和8年(2026年)7月1日

関係各位

財政局 管財部 工事管理室

## 【土木工事】市場単価の一部廃止に伴う対応について(通知)

### 1. 趣旨

令和8年度の国土交通省土木工事標準積算基準書の改定により廃止となった一部の市場単価について、現行の札幌市積算基準において適用している旧市場単価と令和8年度に国土交通省が新たに定めた標準歩掛による金額との間に大幅な差異が生じることから、下記の通り特例的に措置を講じることとします。

#### 【令和8年度に廃止となった市場単価（3工種）】

- ・鉄筋工 ⇒ 土木工事標準歩掛へ移行
- ・ガス圧接工 ⇒ 土木工事標準歩掛へ移行
- ・軟弱地盤処理工 ⇒ 見積等による単価又は歩掛策定を要する

- ① 上記3工種の市場単価に係る積算基準の改定を、9月に実施します。
- ② 2. 対象工事に該当する工事は本通知後、本件に係る設計変更について施工協議簿等の書面により監督員と協議を行うようお願いいたします。

### 2. 対象工事

契約日が令和8年3月1日以降の工事のうち、市場単価の鉄筋工、ガス圧接工、軟弱地盤処理工を適用している工事

### 3. その他

令和8年9月以降の単価適用工事については、鉄筋工、ガス圧接工は、当初設計より標準歩掛で計上し、軟弱地盤処理工は見積等により単価又は歩掛を策定しての計上となります。